

## 中国（上海）自由貿易試験区管理委員会

### 中国（上海）自由貿易試験区での商業ファクタリング業務管理暫定弁法

トランザクションバンキング部

2014年2月21日、中国（上海）自由貿易試験区管理委員会（以下「試験区管理委員会」）は「中国（上海）自由貿易試験区での商業ファクタリング業務管理暫定弁法」（中（滬）自貿管〔2014〕26号）（以下「弁法」）を公布しました。公布日から施行され、有効期間は2年間です。

#### 1.背景

中国におけるファクタリング業務の担い手は、長らく銀行による「銀行ファクタリング」が中心でしたが、天津濱海新区と上海浦東新区が2012年6月に商務部によりファクタリング專業会社による「商業ファクタリング業務」のパイロット地域として認定されたことを皮切りに、2013年には広東省、重慶市、江蘇省、北京市、浙江省、河南省、遼寧省の一部地域でも試行が開始され、商業ファクタリング業務は取扱社数、取扱金額とも急速に拡大傾向にあります。

昨年9月に発足した中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」）では、2013年9月27日に公布された「中国（上海）自由貿易試験区全体方案（国発〔2013〕38号）」で「ファイナンスリース会社による主たる営業業務と関係のある商業ファクタリング業務の兼営を許可する」との方向性が示されていました。本弁法は、その方向性を具体化する内容となっています。

以下、弁法で規定された試験区の商業ファクタリング業務の管理内容について、従来のパイロット地域の代表的存在である天津濱海新区、上海浦東新区の従来規定<sup>1</sup>との比較も交えて説明します。

#### 2.具体的な内容

##### (1)主な変更点

ファイナンスリース会社が自らの主業務と関連する商業ファクタリング業務を兼営することが可能となりました（第三条）。「主業務と関連する」商業ファクタリング業務とは具体的には、「リース物件とリース顧客に関連する」商業ファクタリング業務と定められています（第五条）。

また、上海浦東新区の従来規定では認められていなかった「輸入ファクタリング」、「オフショアファクタリング」が取扱可能と定められました（第五条）。

なお、本弁法では上海浦東新区の従来規定にあった商業ファクタリング企業に対する財政優遇の規定が設けられていませんが、上海浦東新区は試験区を行政範囲に含んでおりますので、今後上海浦東新区全体の規定が更新される際に優遇政策の継続が発表される可能性も考えられます。

<sup>1</sup> 「天津市商業ファクタリング業試行管理弁法」（津政弁発〔2012〕143号；天津市商務委員会等九部門 2012年12月17日付公布）および、「上海市浦東新区商業ファクタリング企業設立試行弁法」（浦府綜改〔2012〕2号；上海市浦東新区政府 2012年12月11日公布）

**(2) 設立手続き**

商業ファクタリング業務に従事する外商投資企業の設立は、試験区管理委員会へ申請することが定められています。変更手続も設立手続と同様の方法で手続を行います。

**【図表1：設立手続き】**

	内資	外資	
対象	①商業ファクタリングに従事する会社の新設 ②ファイナンスリース会社の商業ファクタリング経営	①商業ファクタリングに従事する会社の新設	②ファイナンスリース会社の商業ファクタリング兼営
登録資本	①5,000万人民元以上 ②1億7,000万人民元以上 <sup>2</sup>	5,000万人民元以上	1,000万米ドル以上 <sup>3</sup>
申請過程	(1) 企業が試験区工商分局に申請→(2) 試験区工商分局は試験区管理委員会の意見徴収後、登記	(1) 企業が試験区管理委員会へ申請→(2) 試験区管理委員会が発行する備案証明を取得→(3) 試験区工商分局にて登記	(1) 試験区管理委員会へ申請→(2) 試験区管理委員会が発行する批准文書を取得→(3) 批准文書と批准証書をもって工商部門にて登記

**(3) 天津濱海、上海浦東の従来規定との比較**

参考までに、商業ファクタリングの試行で先行している天津市濱海新区と上海市浦東新区の従来規定と本弁法の主なポイントを比較しました。

**【図表2：天津市濱海新区、上海市浦東新区の従来規定と本弁法の比較】**

	天津市濱海新区	上海市浦東新区	試験区（本弁法）
通知	天津市商業ファクタリング業試行管理弁法（津政弁発〔2012〕143号）	上海市浦東新区商業ファクタリング企業設立試行弁法（浦府総改〔2012〕2号）	中国（上海）自由貿易試験区での商業ファクタリング業務管理暫定弁法（中（滬）自貿管〔2014〕26号）
期間	2012年12月17日から5年間	2012年12月14日～2013年12月31日	2014年2月21日から2年間
業務範囲	①売掛債権譲渡方式によるトレードファイナンスの提供 ②売掛債権の受払決済、管理および回収督促 ③販売の各売上別口座（分類）管理 ④当該企業の業務と関連する非商業性不良債権の担保 ⑤顧客資産信用調査と評価 ⑥関連コンサルティングサービス ⑦法律法規に従事を認めるその他業務	①輸出ファクタリング ②国内ファクタリング ③商業ファクタリングに関連するコンサルティングサービス ④信用リスク管理プラットフォームの開発 ⑤審査批准部門の認可を受けたその他の関連業務	①輸出入ファクタリング ②国内及びオフショアファクタリング ③商業ファクタリングと関係するコンサルティングサービス ④許可を得たその他関連業務 ⑤ファイナンスリース会社の場合、リース物件とリース顧客に関連する業務

<sup>2</sup> 「ファイナンスリース業務の従事に関する問題についての通達」（商建発〔2004〕560号）

<sup>3</sup> 「外商投資リース業管理弁法」（商務部令2005年第5号）

	天津市滨海新区	上海市浦东新区	試験区（本弁法）
禁止業務	①預金の吸収 ②貸付実行 ③回収督促業務への専門従事 或いは受託展開 ④債権取立業務	①預金の吸収 ②貸出実行或いは貸付実行の 受託 ③商業ファクタリングに無関 係の回収督促業務、債権取立業 務への専門従事或いは受託展 開 ④投資の受託 ⑤国家が規定した従事しては ならないその他活動	①預金の吸収 ②貸出実行或いは貸出実行の 受託 ③商業ファクタリング業務に 無関係の債権回収業務、借金取 立業務の専門的な従事或いは 受託展開 ④投資の受託 ⑤国家が規定した従事しては ならないその他活動
設立要件	①主な出資者が企業法人或い はその他経済組織で、申請前 1年の総資産が5,000万元を 下回らない。 ②登録資本は5,000万元を下 回ってはならず、全額を貨幣 形式で出資する。内資企業の 登録資本は一括払込みとし、 外資企業の登録資本の払込期 限は関連規定に基づく。 ③金融領域の管理経験を有 し、不良信用記録の無い高級 管理人員を2名以上擁する。 ④兼業経営不可。	①商業ファクタリング業務或 いは関連業界での経営経験を 有する1名以上の投資者或い はその関連実体を有する。 ②有限責任会社の形態で設立 し、登録資本は5,000万人民元 を下回ってはならず、初回出資 は20%を下回ってはならず、残 額は企業設立から2年以内に払 い込む。 ③設立申請時に、3年以上の金 融領域での管理経験を有し不 良信用記録のない高級管理人 員を2名以上擁する。 ④兼業経営不可。経営期限は30 年を超えてはならない。	①企業投資者がファクタリン グ或いは関連業界経営履歴を 持ち、違反処罰記録が無い。 ②金融分野の管理経験をもち、 不良信用記録の無い高級管理 人員を2名以上擁する。 ③登録資本は5,000万人民元を 下回ってはならず、かつ全額を 貨幣形式で出資する。 ④商業ファクタリング業務を 兼営するファイナンスリース 会社は、上記以外にファイナ ンスリース会社設立の規定に も合致する。
資金管理	企業リスク資産は一般に純資 産総額の10倍を超えてはな らない。 リスク資産は企業の総資産か ら現金、銀行預金、国債等を 差し引いた余剰資産の総額に より確定する。	同左	同左
設立手続	滨海新区商務委員会へ 審査資料提出 ↓ 滨海新区商務委員会審査 (初回) ↓ 天津市商務委員会審査(最終) ↓ <外資> 「外商投資企業批准文書」を 取得し工商登記 <内資> 工商登記	浦东新区商務委員会へ資料提 出(意見徴集会議向け) ↓ 浦东新区商務委員会が 意見徴集会議を招集 ↓ <外資> 「外商投資企業批准文書」を取 得し工商管理部門で登記 <内資> 工商管理部門で登記。工商管理 部門は浦东新区商務委員会へ 確認し、登記を承認。	【図表1】ご参照。

	天津市滨海新区	上海市浦东新区	試験区（本弁法）
奨励策	<p>①開業年度より前2年は納税営業税の100%を基準に補助、後3年は納税営業税の50%を基準に補助。新規購入、建設した自家用オフィス不動産に対し、契約税の100%を基準に補助、3年以内の納税不動産税の100%を基準に補助。</p> <p>②新規購入、建設した自家用オフィス不動産について、1,000元/m<sup>2</sup>を基準に資金補助、最高補助金額は500万元。賃貸の自家用オフィス不動産に3年以内の賃貸料の30%を補助、補助総額は100万元。</p> <p>③外部の省市より採用し、連続2年以上雇用している企業の副職級以上の高級管理人員に、本市行政管轄区内にある1軒目の商品不動産、自動車の購入或いは専門研修への参加を対象に、5年以内に納めた個人所得税の地方分に基づき奨励を与える。本市行政管轄区内に商品不動産、自動車の購入或いは専門研修が無い場合、3年以内の納税個人所得税の地方分50%の奨励を与える。</p>	<p>①新設商業ファクタリング会社に対し、浦东新区への貢献度に応じ5年間で「2免3半減」（前2年は納税した営業税の100%、後3年は営業税の50%を基準として）を補助。</p> <p>②新規購入、建設した自家用オフィス不動産について、不動産購入価格の1.5%を補助。賃貸の自家用オフィス不動産は、3年間オフィス賃貸料の1.5%を補助。</p> <p>③高級管理人員（最大6名）に対し、浦东新区への貢献度に応じ5年内の所得税優遇を与える。内3年以上の金融管理経験を持ち、不良信用記録のない高級管理人員（最大6名）に対し、一括で20万元の奨励金を与える。</p>	<p>明文規定無し。</p>

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;"><b>中国（上海）自由贸易试验区商业保理业务 管理暂行办法</b> <b>中（沪）自贸管（2014）26号</b></p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为鼓励和促进中国（上海）自由贸易试验区（以下称“自贸试验区”）商业保理业务的健康发展，扩大自贸试验区内信用服务业对外开放，防范信用风险，规范经营行为，根据《国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区总体方案的通知》（国发〔2013〕38号）、《商务部关于商业保理试点有关工作的通知》（商资函〔2012〕419号）、《商务部关于商业保理试点实施方案的复函》（商资函〔2012〕919号）、《商务部办公厅关于做好商业保理行业管理工作的通知》（商办秩函〔2013〕718号）、《中国（上海）自由贸易试验区管理办法》、《中国（上海）自由贸易试验区外商投资企业备案管理办法》、《中国（上海）自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2013年）》和相关法律法规的相关规定，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称的商业保理业务是指供应商与保理商通过签订保理协议，供应商将现在或将来的应收账款转让给保理商，从而获取融资，或获得保理商提供的分户账管理、账款催收、坏账担保等服务。</p> <p>商业保理业务是指非银行机构从事的保理业务。</p> <p>第三条 本办法所称从事商业保理业务的企业，是指在自贸试验区内设立的内外资商业保理企业和兼营与主营业务有关的商业保理业务的内外资融资租赁公司。金融租赁公司从事商业保理业务按金融行业主管部门要求执行。</p> <p>中国（上海）自由贸易试验区管理委员会（以下简称“自贸试验区管理委员会”）是自贸试验区商业保理行业主管部门。</p>	<p style="text-align: center;"><b>中国(上海)自由貿易試験区での商業ファクタリング業務管 理暫定弁法</b> <b>中(滬)自貿管[2014]26号</b></p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 中国(上海)自由貿易試験区(以下、自貿試験区)の商業ファクタリング業務の健全な発展を奨励、促進し、自貿試験区内の信用サービスの対外開放を拡大し、信用リスクを防止し、経営行為を規範化するために、「国务院が中国(上海)自由貿易試験区全体方案を公布することに関する通知」(国発[2013]38号)、「商務部の商業ファクタリング試行に関する通知」(商資函[2012]419号)、「商務部の商業ファクタリング試行実施方案に関する回答」(商資函[2012]919号)、「商务部办公厅の商業ファクタリング業界の管理業務をより良く行うことに関する通知」(商办秩函[2013]718号)、「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」、「中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業備案(届出)管理弁法」、「中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2013年)」と関連法律法規の関連規定に従い、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 本弁法にいう商業ファクタリング業務とは、サプライヤーとファクタリング会社がファクタリング協議を締結し、サプライヤーが現在或いは将来の売掛債権をファクタリング業者に譲渡し、それを通じて融資、或いはファクタリング業者が提供する口座別管理、売掛債権督促、貸倒保証等のサービスを受けることを言う。</p> <p>商業ファクタリング業務は非銀行機構が従事するファクタリング業務を言う。</p> <p>第三条 本弁法にいう商業ファクタリング業務に従事する企業とは、自貿試験区内で設立した内資・外資商業ファクタリング会社及び主たる業務と関係する商業ファクタリング業務を兼営する内資・外資ファイナンスリース会社を言う。商業ファクタリング業務に従事する金融リース会社は金融産業主管部门の要求に従い執行する。</p> <p>中国(上海)自由貿易試験区管理委员会(以下、自貿試験区管理委员会)が自貿試験区商業ファクタリング産業の主管部门である。</p>

第四条 商业保理企业应当符合下列条件：

(一) 企业投资者应具有经营商业保理业务或相关行业的经历。

(二) 企业的投资者应具备开展保理业务相应的资产规模和资金实力，有健全的公司治理结构和完善的风险内控制度，近期没有违规处罚记录。

(三) 企业在申请设立时，应当拥有两名以上具有金融领域管理经验且无不良信用记录的高级管理人员。

(四) 企业应当以公司形式设立。注册资本不低于5000万元人民币，且全部以货币形式出资。

(五) 有完善的内部控制制度，包括但不限于风险评估、业务流程操作、监控等制度。

(六) 兼营商业保理业务的融资租赁公司除满足上述条件外，还需符合融资租赁公司设立的规定。

第五条 从事商业保理业务的企业可以开展以下业务：

- (一) 进出口保理业务；
- (二) 国内及离岸保理业务；
- (三) 与商业保理相关的咨询服务；
- (四) 经许可的其他相关业务。

融资租赁公司可申请兼营与主营业务有关的商业保理业务，即与租赁物及租赁客户有关的上述业务。

第六条 从事商业保理业务的企业不得从事下列活动：

- (一) 吸收存款；
- (二) 发放贷款或受托发放贷款；
- (三) 专门从事或受托开展与商业保理无关的催收业务、讨债业务；
- (四) 受托投资；
- (五) 国家规定不得从事的其他活动。

## 第二章 设立与变更

第七条 从事商业保理业务的企业设立或变更按以下程序办理：

- (一) 新设从事商业保理业务的内资保理公司、

第四条 商業ファクタリング会社は以下条件に合致しなければならない。

- (一) 企業投資者が商業ファクタリング或いは関連業界経営履歴を持つこと。
- (二) 企業の投資者がファクタリング業務を展開するにふさわしい資産規模と資金力を備え、健全なコーポレートガバナンス機構と完全な内部リスクコントロール制度を有し、直近の規則違反処罰記録がないこと。
- (三) 企業設立申請時に、金融領域管理経験が有るかかつ不良信用記録の無い高級官吏人員を2名以上擁すること。
- (四) 企業は会社形式で設立しなければならない。登録資本金は5,000万人民元を下回ってはならず、かつ全額を貨幣形式で出資すること。
- (五) 完全な内部コントロール制度を有すること。リスク評価、業務フォロー操作、モニタリング等の制度を含むがこれに限らない。
- (六) 商業ファクタリング業務を兼営するファイナンスリース会社は上述条件を満たすことに加え、ファイナンスリース会社設立の規定にも合致していなければならない。

第五条 商業ファクタリング業務に従事する企業は以下業務を行うことができる。

- (一) 輸出入ファクタリング業務
- (二) 国内及びオフショアファクタリング業務
- (三) 商業ファクタリングと関連するコンサルティングサービス
- (四) 許可を得たその他関連業務

ファイナンスリース会社はその主たる業務と関連する商業ファクタリング業務、すなわちリース物件とリース顧客に関連する上述業務を申請することができる。

第六条 商業ファクタリング業務に従事する企業は以下の活動に従事してはならない。

- (一) 預金の吸収
- (二) 貸出実行或いは貸出実行の受託
- (三) 商業ファクタリング業務に関係のない債権回収業務、借金取立業務の専門的な従事或いは受託展開
- (四) 投資の受託
- (五) 国家が規定した従事してはならないその他活動

## 第二章 設立と変更

第七条 商業ファクタリング業務に従事する企業の設立或いは変更は以下の手続きに従って取り扱う。

- (一) 商業ファクタリング業務に従事する新設の内資ファクタ

已设立的内资融资租赁公司申请兼营与主营业务有关的商业保理业务的，向自贸试验区工商分局提出申请，自贸试验区工商分局征询自贸试验区管理委员会意见后办理注册登记手续。

(二) 新设从事商业保理业务的外资保理公司，先向自贸试验区管理委员会提出申请，在取得自贸试验区管理委员会出具的备案证明后，到自贸试验区工商分局办理注册登记手续。

(三) 新设及已设外资融资租赁公司申请兼营与主营业务有关的商业保理业务的，向自贸试验区管理委员会提出申请，由自贸试验区管理委员会出具批准文件，企业凭批准文件及批准证书向工商部门办理注册登记手续。

第八条 设立从事商业保理业务的企业，除提交法定申请材料之外，还应提交以下材料：

- (一) 风险评估、监控等风险控制制度规定；
- (二) 经营商业保理业务或相关行业经历的证明材料；
- (三) 管理人员及风险控制部门人员资历证明；
- (四) 投资各方经会计师事务所审计的最近一年的审计报告。

第九条 除融资租赁公司兼营与主营业务有关的商业保理业务以外的商业保理公司应当在名称中加注“商业保理”字样。

### 第三章 资金管理

第十条 从事商业保理业务的企业可以通过银行和非银行金融机构和股东借款、发行债券、再保理等合法渠道融资，融资来源必须符合国家相关法律、法规的规定。

为防范风险，保障经营安全，从事商业保理业务企业应做好信用风险管理平台开发工作，企业风险资产一般不得超过净资产总额的10倍。风险资产按企业的总资产减去现金、银行存款、国债后的剩余资产总额确定。

リング会社、設立済の内資ファイナンスリース会社で主たる業務と関連する商業ファクタリング業務を兼営する会社は、自贸试验区工商分局に申請を提出し、自贸试验区工商分局は自贸试验区管理委员会の意見を聴取した後、登記手続きを行う。

(二) 商業ファクタリング業務に従事する新設の外資ファクタリング会社は、先に自贸试验区管理委员会へ申請を提出し、自贸试验区管理委员会が発行する備案(届出)証明を取得してから、自贸试验区工商分局にて登記手続きを行う。

(三) 新設及び既に設立済の外資ファイナンスリース会社が主たる業務と関連する商業ファクタリング業務の兼営を申請する場合、自贸试验区管理委员会へ申請を提出し、自贸试验区管理委员会が発行した批准文書を取得し、企業は批准文書及び批准証書をもって工商部門で登記手続きを行う。

第八条 商業ファクタリング業務に従事する企業の設立を申請するには、法定申請資料の他に、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) リスク評価、モニタリング等のリスクコントロール制度規定
- (二) 商業ファクタリング業務或いは関連事業の経営履歴を証明する資料
- (三) 管理人員及びリスク管理部門人員の履歴証明
- (四) 各投資者の会計士事務所監査を経た直近一期の会計監査報告書

第九条 ファイナンスリース会社が主たる業務と関連する商業ファクタリング業務を兼営する以外の商業ファクタリング会社は企業名称に「商業ファクタリング」といった文字を加えなければならない。

### 第三章 资金管理

第十条 商業ファクタリング業務に従事する企業は銀行、非銀行金融機構、株主からの借入、債券発行、再ファクタリング等の合法的な手段による融資を受けることができるが、融資の原資は必ず国家関連法律、法規の規定に合致していなければならない。

リスクを防止し経営の安全を保障するために、商業ファクタリング業務に従事する企業は確りと信用リスク管理プラットフォームの開発を行わなければならない。企業リスク資産は一般に純資産総額の10倍を超えてはならない。リスク資産は企業の総資産から現金、銀行預金、国債等を差し引いた余剰資産の総額により確定する。

第十一条 从事商业保理业务的企业须在中国人民银行征信中心应收账款质押登记公示系统进行网上注册，在经营过程中须将每笔受让的应收账款在该系统中登记，并取得初始登记凭证。如发生应收账款登记变更、注销情况后，商业保理企业应及时在该系统中登记，并取得变更、注销登记凭证。

第十二条 从事商业保理业务的企业应当委托自贸试验区内已加入国际性保理企业组织的银行作为存管银行，并在该银行开设商业保理运营资金的专用账户。从事商业保理业务的企业只能使用专用账户开展日常的商业保理业务。

专用账户内资金使用范围和要求待自贸试验区相关改革措施明确后再行调整或补充。

第十三条 从事商业保理业务的企业应当与存管银行签订资金管理协议，明确双方的权利、义务和责任。

从事商业保理业务的企业应当在协议签署后的5个工作日内向自贸试验区管理委员会报送协议副本、基本账户和专用账户的信息资料。

存管银行应将相关存管制度报送自贸试验区管理委员会，并按规定对从事商业保理业务企业的资金账户和账户内资金使用情况实施管理。

第十四条 存管银行应指定专人负责商业保理企业专用账户的资金管理与支付结算、审核资料等具体工作；建立商业保理企业融资、放款、还款等资金进出台账，并与商业保理企业定期核对。

存管银行可以向商业保理企业收取管理费用，收费标准由存管银行与商业保理企业自行约定，但不得违反国家相关规定。

#### 第四章 经营监管与风险防范

第十五条 从事商业保理的企业必须按规定登录商务部商业保理业务信息系统进行信息填报，填报内容包括公司注册信息、高管人员资质、财务

第十一条 商業ファクタリング業務に従事する企業は中国人民銀行信用センターの売掛債権担保登記公示システム上でオンライン登録を行い、経営過程において譲渡を受けた売掛債権の全明細を当該システムに登録し、登記開始エビデンスを取得しなければならない。売掛債権登記に変更、取消が発生した後、商業ファクタリング会社は迅速に当該システムに登録し、変更、取消登記エビデンスを取得しなければならない。

第十二条 商業ファクタリング業務に従事する企業は自贸试验区で既に国際ファクタリング会社組織に加入している銀行を預金管理銀行に委任し、当該銀行に商業ファクタリング運営資金専用口座を開設しなければならない。商業ファクタリング業務に従事する企業は専用口座を日常の商業ファクタリング業務展開にのみ使用することができる。

専用口座内資金の使用範囲と要求は自贸试验区関連改革措置を待ち、明確になった後に再度調整或いは補充を行う。

第十三条 商業ファクタリング業務に従事する企業は預金管理銀行と資金管理協議を締結し、双方の権利、義務と責任を明確にしなければならない。

商業ファクタリング業務に従事する企業は協議締結後5営業日以内に自贸试验区管理委员会へ協議書コピー、基本口座と専用口座情報の資料を送付しなければならない。

預金管理銀行は関連預金管理制度を自贸试验区管理委员会へ届出し、規定に照らして商業ファクタリング業務に従事する企業の資金口座と口座内資金使用状況を管理する。

第十四条 預金管理銀行は商業ファクタリング会社専用口座の資金管理、収支決済、審査資料等の具体的業務の責任者を指定しなければならない。具体的業務とは、商業ファクタリング会社の融資、貸出、返済等の資金収支台帳を作成し、商業ファクタリング会社と定期的に照合すること。

預金管理銀行は商業ファクタリング会社から管理費用を受取ることができ、費用水準は預金管理銀行と商業ファクタリング会社自身で決定するが、国家関連規定に違反してはならない。

#### 第四章 経営監督管理とリスク防止

第十五条 商業ファクタリング業務に従事する企業は規定に基づき商务部商業ファクタリング業務情報システムに登録し情報入力を行わねばならず、入力内容には企業登記情報、高級管理人員資質、財務状況、業務展開状況、内部管



状況、业务开展情况、内部管理制度建设情况等。新注册企业应于成立后10个工作日内完成基本信息填报，之后应于每月、每季度结束后15个工作日内完成上一月度、季度业务信息填报。信息填报情况将作为商业保理公司合规考核的重要指标。

从事商业保理的企业需做好重大事项报告工作，于下述事项发生后5个工作日内，登录信息系统向行业主管部门报告，并配合行业主管部门实施监督检查：

- (一) 持股比例超过5%的主要股东变动；
- (二) 单笔金额超过净资产5%的重大关联交易；
- (三) 单笔金额超过净资产10%的重大债务
- (四) 单笔金额超过净资产20%的或有负债；
- (五) 超过净资产10%的重大损失或赔偿责任；
- (六) 董事长、总经理等高管人员变动；
- (七) 减资、合并、分立、解散及申请破产；
- (八) 重大待决诉讼、仲裁。

第十六条 从事商业保理的企业应当建立有效的法人治理结构，健全内控机制，依法合规经营，有效防范风险，切实做到自主经营、自我约束、自负盈亏、自担风险。

第十七条 从事商业保理的企业受让的应收账款必须是在正常付款期内。原则上不能受让的应收账款包括：

- (一) 违反国家法律法规，无权经营而导致无效的应收账款；
- (二) 正在发生贸易纠纷的应收账款；
- (三) 约定销售不成即可退货而形成的应收账款；
- (四) 保证金类的应收账款；
- (五) 可能发生债务抵消的应收账款；
- (六) 已经转让或设定担保的应收账款；
- (七) 被第三方主张代位权的应收账款；
- (八) 法律法规规定或当事人约定不得转让的应收账款；
- (九) 被采取法律强制措施的应收账款；
- (十) 可能存在其他权利瑕疵的应收账款。

理制度策定状況等を含む。新しく登記した企業は成立後10営業日以内に基本情報報告を完了させ、その後は毎月、毎四半期終了後15営業日以内に前月、前四半期の業務情報報告を完了させる。情報報告状況は商業ファクタリング会社のコンプライアンス審査の重要指標とする。

商業ファクタリング業務に従事する企業は重大事項報告業務をきちんと行い、以下に述べる事項が発生した後5営業日以内に登録情報システムにて業界主管部門へ報告することとし、併せて業界主管部門の監督検査の実施に協力する。

- (一) 持株比率が5%を超える主要株主の変動
- (二) 1件の金額が純資産の5%を超える重大な関連取引
- (三) 1件の金額が純資産の10%を超える重大な債務
- (四) 1件の金額が純資産の20%を超える偶発債務
- (五) 純資産の10%を超える重大な損失或いは賠償責任
- (六) 董事長、総経理等高級管理人員の変動
- (七) 減資、合併、分割、解散及び破産申請
- (八) 決裁待ちの重大な訴訟、仲裁

第十六条 商業ファクタリング業務に従事する企業は有効なコーポレートガバナンス機構を構築し、内部コントロールメカニズムを健全化し、法に則りコンプライアンスを遵守した経営を行い、有効にリスクを防止し、自主経営、自己制約、損益自己負担、リスク自己引き受けを着実に行う。

第十七条 商業ファクタリング業務に従事する企業が譲り受ける売掛債権は正常な支払期限内にあるものでなければならない。原則上譲受できない売掛債権は以下を含む。

- (一) 国家法律法規に違反し、経営権が無効となった売掛債権
- (二) まさに貿易上の紛議が発生している売掛債権
- (三) 販売契約不成立で即返品により形成された売掛債権
- (四) 保証金類の売掛債権
- (五) 債務相殺が発生する可能性のある売掛債権
- (六) 譲渡済或いは担保設定済の売掛債権
- (七) 第三者に代位権が主張されている売掛債権
- (八) 法律法規規定或いは当事者が約定した譲渡不可の売掛債権
- (九) 法律強制措置が取られた売掛債権
- (十) その他権利に瑕疵が存在する可能性のある売掛債権

第十八条 从事商业保理的企业在经营中不符合规定的，应责令改正；情节严重，由相关部门依法进行处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第十九条 自贸试验区管理委员会负责对区内从事商业保理业务企业的管理和监督，并对企业的制度建设、内控机制、合规经营、融资管理、账户设置等情况进行定期或不定期现场检查和非现场检查。

根据监管需要，自贸试验区管理委员会有权要求企业提供专项资料，或约见其董事、监事、高级管理人员进行监管谈话，要求其就有关情况、问题进行说明并作整改。

存管银行应监督企业资金运作，发现违反国家法律法规或存管协议的，不予执行并立即向自贸试验区管理委员会报告。

#### 第五章 附则

第二十条 本办法实施过程中如遇国家和上海市颁布新规定，按新规定再行调整。

第二十一条 本办法自发布之日起实施，有效期2年。

第十八条 商業ファクタリング業務に従事する企業が経営において規定に合致しない事態が発生した場合、責任を持って改正しなければならない。状況が深刻な場合、関連部門は法に則って処罰を行う。罪を犯している場合、法に則って刑事責任を追及する。

第十九条 自貿試験区管理委員会は区内の商業ファクタリング業務に従事する企業の管理と監督に責任を負い、企業の制度設計、内部コントロールメカニズム、コンプライアンス経営、融資管理、口座設置等の状況に対して定期或いは不定期にオンサイト検査とオフサイト検査を行う。

監督管理の需要に基づき、自貿試験区管理委員会は企業に特定項目の資料を提供させる、或いはその董事、監事、高級管理人員との監督管理面談を要求する権利を持ち、その関連状況、問題に対する説明と整理、改革を行うよう要求する。

預金管理銀行は企業資金動向の監督を行い、国家法律法規或いは預金管理協議の違反を発見した場合、ファクタリング業務を行わず即時に自貿試験区管理委員会に報告する。

#### 第五章 附則

第二十条 本弁法実施過程において国家と上海市が新しい規定を公布した場合、新しい規定に基づき再度調整する。

第二十一条 本弁法は公布日から実施し、有効期間は2年間とする。

### 【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されており、全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：森田直樹 TEL021-6888-1666 ext.4228